## 別表十七 (三の三) の記載の仕方

1 この明細書は、内国法人が措置法第66条の6第6 項 ((内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例)) の規定の適用を受ける場合又は連結法人が令和 2年改正法第16条の規定による改正前の措置法(以下「令和2年旧措置法」といいます。)第68条の90 第6項 ((連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例)) の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結 法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法 人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

- 2 「請求権等勘案合算割合 8」は、措置法令第39条 の14第2項第1号《課税対象金額の計算等》又は令 和2年6月改正前の措置法令(以下「令和2年旧措 置法令」といいます。)第39条の114第2項第1号《 個別課税対象金額の計算等》に定める割合を記載し ます。この場合において、その割合の計算に関する 明細を別紙に記載して添付します。
- 3 「(10)のうち持株割合25%以上等の子法人から受ける剰余金の配当等の額((12)に該当するものを除く。) 11」は、措置法第66条の6第6項第1号イ又は令和2年旧措置法第68条の90第6項第1号イに掲げる他の法人から受ける剰余金の配当等(法第23条第1項第1号(受取配当等の益金不算入)に規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配をいい、同項第2号に規定する金銭の分配を含みます。以下同じです。)の額を記載します。
- 4 「(10)のうち持株割合10%以上等の資源関連外国子 法人から受ける剰余金の配当等の額12」は、措置法 第66条の6第6項第1号ロ又は令和2年旧措置法第 68条の90第6項第1号ロに掲げる他の外国法人から 受ける剰余金の配当等の額を記載します。
- 5 「総資産の帳簿価額18」は、措置法令第39条の17 の3第5項第1号又は令和2年旧措置法令第39条の 117の2第5項第1号(部分適用対象金額の計算等 )) に掲げる金額を記載します。
- 6 「(14)に係る株式等の帳簿価額19」は、措置法令第 39条の17の3第5項第2号又は令和2年旧措置法令

第39条の117の2第5項第2号に掲げる金額を記載 します。

- 7 「(22)のうち一定の貸金業者が行う金銭の貸付けに 係る利子の額24」は、金銭の貸付けを主たる事業とす る部分対象外国関係会社(措置法第66条の6第2項第 6号又は令和2年旧措置法第68条の90第2項第6号 に規定する部分対象外国関係会社をいい、措置法第66 条の6第2項第7号又は令和2年旧措置法第68条の 90第2項第7号に規定する外国金融子会社等を除き ます。以下同じです。) (金銭の貸付けを業として行 うことにつきその本店所在地国(その本店又は主たる 事務所の所在する国又は地域をいいます。以下同じで す。)の法令の規定によりその本店所在地国において 免許又は登録その他これらに類する処分を受けてい るものに限ります。) でその本店所在地国においてそ の役員又は使用人がその行う金銭の貸付けの事業を 的確に遂行するために通常必要と認められる業務の 全てに従事しているものが行う金銭の貸付けに係る 利子の額を記載します。
- 8 「(22)のうち一定の割賦販売等に係る利子の額25」 は、措置法令第39条の17の3第10項第1号又は令和 2年旧措置法令第39条の117の2第10項第1号に掲 げる利子の額を記載します。
- 9 「(22)のうち一定の棚卸資産の販売から生ずる利子の額((25)に該当するものを除く。)26」は、措置法令第39条の17の3第10項第2号又は令和2年旧措置法令第39条の117の2第10項第2号に掲げる利子の額を記載します。ただし、内国法人が令和2年改正法第15条の規定による改正前の措置法第66条の6第6項《内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例》の規定の適用を受ける場合又は連結法人が令和2年改正法第15条の規定による改正前の措置法第68条の90第6項《連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例》の規定の適用を受ける場合には、記載しません。
- 10 「(22)のうち一定のグループファイナンスに係る 利子の額((24)に該当するものを除く。) 27」は、

- 措置法令第39条の17の3第10項第3号及び第4号又は令和2年旧措置法令第39条の117の2第10項第3号及び第4号に掲げる利子の額を記載します。
- 11 「(42)のうちヘッジ取引として行った一定のデリ バティブ取引に係る損益の額43」は、措置法規則第 22条の11第35項各号《内国法人の外国関係会社に係 る所得の課税の特例》 又は令和2年改正前の措置法 規則(以下「令和2年旧措置法規則」といいます。) 第22条の76第33項各号 (連結法人の外国関係会社に 係る所得の課税の特例》に掲げるデリバティブ取引 等(措置法規則第22条の11第35項各号列記以外の部 分又は令和2年旧措置法規則第22条の76第33項各号 列記以外の部分に規定するデリバティブ取引等をい います。以下同じです。) に係る利益の額又は損失 の額(措置法規則第22条の11第36項又は令和2年旧 措置法規則第22条の76第34項の規定の適用を受ける 場合には、その事業年度において行った全てのデリ バティブ取引等に係る利益の額又は損失の額)を記 載します。
- 12 「(42)のうち短期売買商品等損失額を減少させる ために行った一定のデリバティブ取引に係る損益の 額((43)に該当するものを除く。)44」は、法第61 条第1項 (短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価 損益》に規定する短期売買商品等に相当する資産の 価額の変動に伴って生ずるおそれのある損失を減少 させるために行ったデリバティブ取引(法第61条の 5 第 1 項 (デリバティブ取引に係る利益相当額又は 損失相当額の益金又は損金算入等》に規定するデリ バティブ取引をいいます。以下同じです。) に係る 利益の額又は損失の額(措置法規則第22条の11第40 項において準用する同条第36項又は令和2年旧措置 法規則第22条の76第38項において準用する同条第34 項の規定の適用を受ける場合には、その事業年度に おいて行った全てのデリバティブ取引に係る利益の 額又は損失の額)を記載します。
- 13 「(42)のうち一定の金利スワップ等に係る損益の額((44)に該当するものを除く。)46」は、法第61条の5第1項に規定するその他財務省令で定める取引に係る利益の額又は損失の額を記載します。

- 14 「(42)のうち一定の商品先物取引業者等が行う一定の商品先物取引に係る損益の額((43)から(46)までに該当するものを除く。)47」は、その本店所在地国の法令に準拠して商品先物取引法第2条第22項各号(定義)に掲げる行為に相当する行為を業として行う部分対象外国関係会社(その本店所在地国においてその役員又は使用人がその行うその行為に係る事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事しているものに限ります。)が行う同条第13項に規定する外国商品市場取引及び同条第14項に規定する店頭商品デリバティブ取引に相当する取引に係る利益の額又は損失の額を記載します。
- 15 「その他の金融所得に係る損益の額((21)、(30)、(33)、(40)、(48)又は(51)に該当するものを除く。) 52」は、措置法第66条の6第6項第1号から第6号まで又は令和2年旧措置法第68条の90第6項第1号から第6号までに掲げる金額に係る利益の額又は損失の額(これらに類する利益の額又は損失の額を含みます。)を生じさせる資産の運用、保有、譲渡、貸付けその他の行為により生ずる利益の額又は損失の額(これらの各号に掲げる金額に係る利益の額又は損失の額を除きます。)を記載します。
- 16 「(52)のうちヘッジ取引として行った一定の取引 に係る損益の額53」は、措置法規則第22条の11第43 項において準用する同条第35項各号又は令和2年旧 措置法規則第22条の76第41項において準用する同条 第33項各号に掲げるデリバティブ取引等(措置法規 則第22条の11第43項において準用する同条第35項各 号列記以外の部分又は令和2年旧措置法規則第22条 の76第41項において準用する同条第33項各号列記以 外の部分に規定するデリバティブ取引等をいいます。 以下同じです。)に係る利益の額又は損失の額(措 置法規則第22条の11第43項において準用する同条第 36項又は令和2年旧措置法規則第22条の76第41項に おいて準用する同条第34項の規定の適用を受ける場 合には、その事業年度において行った全てのデリバ ティブ取引等に係る利益の額又は損失の額)を記載 します。

17 内国法人が措置法第66条の9の2第6項(特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る 所得の課税の特例)の規定の適用を受ける場合又は 連結法人が令和2年旧措置法第68条の93の2第6項 (特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法 人に係る所得の課税の特例)の規定の適用を受ける 場合には、この明細書に所要の調整をして記載しま す。